

公益財団法人日本ハンドボール協会 評議員選定委員会規程

(目 的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本ハンドボール協会（以下「本協会」という。）の定款第15条（評議員の選任及び解任）の規定に基づき、評議員選定委員会（以下「選定委員会」という。）に関して必要な事項を定める。

(任 務)

第2条 選定委員会は、本協会の評議員の選任及び解任を審議し、決定する。

(委 員)

第3条 選定委員会には、次の委員を置く。

委員長 1名

委員 4名

2. 委員は、評議員、監事、事務局及び外部の学識経験者のうちから会長が委嘱する。

3. 委員長は、委員の互選で決める会長が委嘱する。

4. 委員の任期は、その評議員としての任期と同一とし、再任を妨げない。また、辞任又は任期満了においても、前項に定める定員に足りなくなる時は、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(評議員の資格)

第4条 選定委員会は、評議員を選定するにあたっては、次の号の資格を充足する者を評議員として選定しなければならない。

①本協会又はその子法人の理事、監事又は使用人ではないこと。

(評議員の再任制限)

第5条 評議員は原則として、4期連続して在任することはできない。

①任期途中で交代して2年しか任期が残っていない場合でも1期とカウントする。

②一度退任した評議員が再度就任するためには、最低でも1期の間隔を空けないといけない。

(招集・決議)

第6条 選定委員会は、委員長が招集して、その議長となる。ただし、委員長に事故等やむを得ない事由により会議に欠席する場合は、出席委員の互選によりこれを定める。

(web 会議またはテレビ会議システムを利用した選定委員会の開催)

第7条 選定委員会の決議は、緊急あるいは諸事情により、選定委員会の場に同席することができない委員のために、web 会議またはテレビ会議システムを利用して開催することが

できるものとする。

(決議の省略)

第8条 委員が、選定委員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる委員の全員が書面又は電磁的記録により、同意の意思表示をした時は、その提案を可決する旨の選定委員会の決議があったものとみなす。

(評議員名簿及び議事録)

第9条 委員会は、議事終了後速やかに評議員名簿及び議事録を作成し、委員長及び出席者の代表2名が記名押印の上、理事会及び評議員会に報告する。

(本規程の変更)

第10条 本規程は、理事会の議決により変更することができる。

附則

1. 本規程は、平成23年8月29日から施行する。(平成23年6月18日理事会議決)
2. 本規程は、公益財団法人日本ハンドボール協会の設立登記の日(平成25年4月1日)から施行する。
3. 本規程は、令和4年4月1日から一部改定のうえ施行する。
4. 本規程は、2024年6月8日理事会で審議、6月9日より施行する。